

## 和歌山県特別免許状に関する教育職員検定基準

特別免許状の授与に係る教育職員検定においては、次の表の1から3のすべての確認事項について基準を満たしている者に授与する。ただし、教育職員免許法（以下「免許法」という。）第5条第1項各号に該当する者には授与しない。

No	項目	確認事項	基準
1	教員としての資質の確認	教科に関する専門的な知識経験又は技能  (①から③のいずれかの基準を満たすこと。)	<p>①学校教育法第1条に規定する学校又は在外教育施設等において教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上。</p> <p>②教科に関する専門分野に関する勤務経験等（営利企業やその他の法人（社団法人、財団法人、NPO法人等）、外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね3年以上。</p> <p>（例）・企業等における教科と関連する専門分野に関する職業経験 ・外国にある教育施設における勤務経験 ・各種競技会等に向けた選手等としての活動 ・大学における助教、助手、講師経験</p> <p>③上記①又は②以外で優れた知識経験等を有すると県教育委員会が認めるもの。</p> <p>（例）・博士号等の学位の保有者 ・スポーツ分野で国際的な規模の大会に出場した者、全国規模の大会において特に優秀な成績を収めた者又はその指導者 ・芸術分野で国際的又は全国規模のコンクール等において上位入賞するなど、優秀な実績を有する者又はその指導者</p>
		社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見	
2	学校教育の効果的実施の確認		任命者又は雇用者による推薦において、授与候補者の配置により学校教育の効果的な実施を確認できること。
3	第三者の評価を通じた確認		学識経験者の面接又は書面審査により、授与候補者の教員としての資質を確認できること。

（令和4年1月1日改正）